# ID:　153

## 担当部署:　福祉課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 保険料の徴収猶予 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町介護保険条例　第7条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第110号 |
| 【根拠条文】(保険料の徴収猶予)第7条　町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、保険料の徴収を猶予することができる。(1)　第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。(2)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。(3)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。(4)　第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。(5)　前4号に掲げる者を除くほか、町長が認める特別の事情がある者2　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。(1)　第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所(2)　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月(3)　徴収猶予を必要とする理由【基準】根拠条文及び藤崎町介護保険料の徴収猶予及び減免に関する規則第2条の規定による。(保険料の徴収猶予)第2条　条例第7条第1項に規定する保険料の徴収猶予は、同項に規定する期間の範囲内で、同項の申請があった日以後初めて到来する保険料の納期限の翌日から、保険金等により当該事由による損害又は収入の減少が補てんされ、保険料を納付することができると認められるときまでとする。2　徴収猶予の対象となる保険料は、条例第7条第1項の申請があった日以後の日を納期限とする保険料とする。 |
| **標準処理期間** | 15日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |